

【名古屋市食品衛生自主管理認定制度】 現行制度の受付・審査を終了します



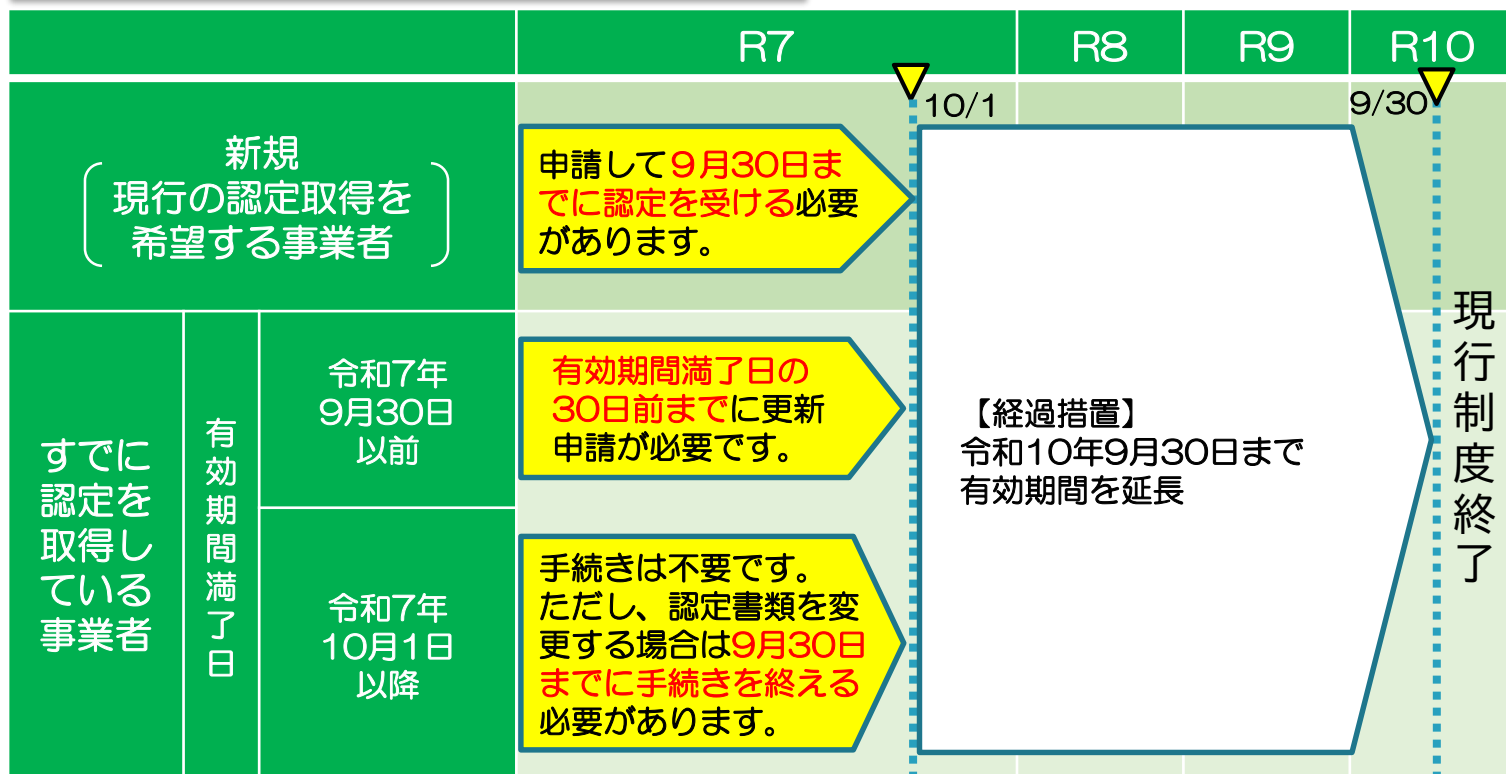
現行制度の認定マーク(はしゃっち)

制度変更のため、令和7年9月30日
で現行制度の受付・審査を終了します。
これまで現行制度をご理解・ご活用
いただき、ありがとうございました。
(10月1日からの新制度につきましては、
準備が整い次第、ご案内します。)

【現行制度の今後の取扱い】

- ・令和7年9月30日をもって、認定の受付・審査(品目追加を含む)を終了します。
- ・令和7年10月1日時点で認定を取得している施設は、経過措置として令和10年9月30日まで有効期間を延長します。令和10年9月30日をもって、現行制度を終了します。
- ・現行制度の認定マーク(はしゃっち)は、有効期間が満了する日まで(経過措置の適用を受ける場合、令和10年9月30日まで)使用できます。

経過措置の適用を受ける場合のスケジュール



【問合せ先】

熱田保健センター食品衛生特別監視班

電 話 052-683-9679

FAX 052-683-5169

開庁時間8:45~12:00、13:00~17:15(土日祝日を除く)

Q 令和7年9月30日までに、必要な手続きは？

認定の受付・審査は令和7年9月30日で終了し、10月1日以降、新たな認定、更新、認定書類の変更はできなくなります。次の場合は、期限までに手続きが必要です。

①新規

・事前に特別監視班にご相談のうえ、**令和7年9月30日までに認定を受けられるよう**申請をしてください。

②更新

・**令和7年9月30日までに有効期間が満了する場合**であって、認定の継続を希望される場合は、**有効期間満了日の30日前までに更新の手続きを行ってください**。

③変更

・製造工程など認定書類の内容を変更する予定がある場合は、事前に特別監視班にご相談のうえ、**令和7年9月30日までに変更の手続きを終えられるよう**にしてください。

Q 令和7年10月1日以降に変更等が生じた場合の手続きは？

次の場合、熱田保健センターへ届出が必要です。

①認定事業者の住所・氏名・施設の名称が変わった。

⇒ 認定変更届をご提出ください。

②有効期間満了前に認定を辞退したい。又は認定書類を変更したい。

⇒ 認定辞退届をご提出ください。

(①の場合を除き、認定書類の変更はできません。)

③認定に係る営業を廃止した。

⇒ 認定廃止届をご提出ください。

Q 認定マークはいつまで使えるの？

認定の有効期間満了日まで(経過措置適用の場合、令和10年9月30日まで)使用することができます。食品の包材等に使用している場合は、製造日が有効期間内であれば使用できます。下記の場合は使用できなくなりますので、ご注意ください。

①有効期間が満了した場合

②有効期間満了前に認定を辞退した場合、又は認定に係る営業を廃止した場合

③認定が取り消された場合

Q 新制度はどのような制度？

令和7年10月1日から、「HACCPに沿った衛生管理」に積極的に取り組んでいることを「宣言」する制度に変更します。

詳細は、準備が整い次第、ご案内します。